

組合だより

【 第321号 令和3年3月 日本羊腸輸入組合 】

理事会

○2月は、理事会の開催はありませんでした。

事務局

○2月19日 賦課金増額に対する意見照会(2020日羊輸第12号)を締切りました。御多忙の中、御意見を提出していただきました組合員の皆さまに改めて御礼申し上げます。

御意見の取りまとめ結果は、別途、組合HP/会員ページで御報告する予定です。

○2月19日 NANCAMEMBERであるMrs. Negronから、米国産羊腸の輸入制限に関する質問が寄せられ、天然塩蔵ケーシングの家畜衛生条件の内容を回答しました。

○2月19日 組合員からの総会出席要件等に関する質問にお答えしております。

○2月25日 日本ハム・ソーセージ工業協同組合の国産食肉加工品国際競争力強化対策事業に係る海外調査報告書の検討WEB会議に参加しました。

○2月25日 天然腸輸入報告統計協力11社に対し、令和3年1月分の結果報告と令和3年2月分の報告依頼を行いました。

○2月25日 本年度第5回理事会の招集を行いました。

統計

* 統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

【財務省貿易統計】

令和3年1月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・総輸入量 346.2t(前月比△ 55.5t、 86.2%/前年同月比+ 24.6t、 107.6%)
- ・中国原産 189.3t(// △ 66.0t、 74.1%/ // △ 12.4t、 93.8%)
- ・豪州原産 57.8t(// + 23.2t、 167.2%/ // + 20.1t、 153.2%)
- ・NZ原産 78.8t(// △ 20.1t、 79.6%/ // + 13.6t、 120.8%)

【ソーセージ生産量（日本ハム・ソーセージ工業協同組合調べ）】

令和2年12月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

- *ソーセージ類合計生産量 : 28,618.0トン(前年同月比:101.6%)
- ・ウィナーソーセージ : 21,949.5トン(// :103.2%)
- ・フランクフルトソーセージ : 2,412.8トン(// :89.8%)

HP 更新内容（統計関係を除く）

* 更新内容の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

- 食品、添加物の規格基準の一部を改正する件について（厚生労働省からの周知依頼）
- 国際海上コンテナ輸送の需給逼迫への対応について（国土交通省からの協力要請）
- テレワークなど出勤回避の徹底のお願いについて（経済産業省からの協力依頼）
- 食品衛生法第57条に基づく営業届について（厚生労働省からの周知依頼）
- 新型インフルエンザ特別措置法等の一部を改正する法律第13条第2項の差別的な取扱い等の防止について（経済産業省からの周知依頼）
- 障害者差別解消法及び障害者雇用促進改正法について（経済産業省からの周知依頼）

参考情報・お知らせ

○食品衛生法に基づく営業届について

組合法HP会員ページに掲載していますが、周知徹底のため再掲します。


食品等事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から
営業届出が必要になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります※。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

※許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大 ←	公衆衛生への影響	→ 小
営業の種類		
許可	届出	届出対象外
<p>食品衛生法施行令第35条に規定される32業種</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食店営業 2 調理の機能を有する自動販売機 3 食肉販売業 4 魚介類販売業 5 魚介類売り切り営業 6 集乳業 7 乳処理業 8 特別牛乳搾取処理業 9 食肉処理業 10 食品の放射線照射業 11 菓子製造業 12 アイスクリーム類製造業 13 乳製品製造業 14 清涼飲料水製造業 15 食肉製品製造業 16 水産製品製造業 17 氷雪製造業 18 液卵製造業 19 食用油脂製造業 20 みそ又はしょうゆ製造業 21 酒類製造業 22 豆腐製造業 23 納豆製造業 24 麺類製造業 25 そうざい製造業 26 複合型そうざい製造業 27 冷凍食品製造業 28 複合型冷凍食品製造業 29 清物製造業 30 密封包装食品製造業 31 食品の小分け業 32 添加物製造業 	<p>許可営業 及び 届出対象外営業</p> <p>に該当しない営業者は、 管轄の保健所に営業届出をする必要があります。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">営業届出は、 食品衛生申請等システム を用いて、オンライン上で 提出することができます！</p> <p style="text-align: center;">詳細は裏面へ</p> <p>【食品衛生申請等システム】 https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp</p>  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食品又は添加物の輸入業 ◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。） ◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業 ◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 ◆ 器具容器包装の輸入又は販売業

○職場における新型コロナウイルス感染防止対策宣言

令和3年2月2日の緊急事態宣言の延長に伴い新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針が改正されましたが、改正後の基本的対処方針の「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加えて「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す」等とされたところです。

厚生労働省HPに「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化に関する留意事項等について」掲載されていますので、御覧ください。

今後の主な予定

- 3月17日(水) 令和2年度第5回理事会
- 4月15日(木) 監事監査
- 4月21日(水) 令和2年度第6回理事会
- 5月28日(金) 第58回通常総会

以上